

令和8年1月27日
都市経営戦略会議説明資料

さいたま市消防指令センターのあり方について

消防局 総務部 消防企画課

審議事項

- 消防指令センターの共同運用について検討を進めてよいか
- 共同運用を実施する場所は現消防庁舎としてよいか

1 検討の背景・要因

総務省消防庁の考え方

人口減少、高齢化の進展に伴う救急需要の高まり、大規模災害の激甚化・頻発化、感染症の拡大等の社会環境の変化に的確に対応するため、消防本部の規模を引き上げること等により、行財政上の様々なスケールメリットを活かし、消防力の維持・強化のための消防体制の構築を図る。

基本指針等の一部改正について

令和6年4月【第IV期】「市町村の消防の広域化に関する基本指針」及び「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」の一部改正

- ・ 推進期限：令和11（2029）年4月1日（5年延長）・地域の核として広域化の検討を主導する「**中心消防本部**」を新たに位置づけ
- ・ 連携・協力の類型を見直し、7つの類型を提示・広域化及び連携・協力に関する地方財政措置を拡充【背景】

【一部改正の背景】

- ・ 大規模災害や新たな感染症等に備えた消防体制の確保の必要性が高まっている。
- ・ 全消防本部の約6割が管轄人口10万人未満であり、広域化の進捗が未だ十分とは言い難い状況。平成30年度からの広域化の進捗は、以前と比べ鈍化。
- ・ 指令の共同運用等の連携・協力も進んでおり、近年の広域化の事例では、多くの消防本部が広域化前に連携・協力を実施。

政令市及び代表消防本部等の実施状況

政令市及び代表消防本部等による消防指令業務共同運用の加速化

平成25年 **千葉市**
平成28年 **奈良県**全域（**奈良市**、**生駒市**を除く）
令和5年 **富山市**、**福岡市**
令和6年 **松山市**、**大分県**内全域、**堺市**
令和7年 **名古屋市**、**大阪市**、**札幌市**、**和歌山市**

共同運用実績 61地域261本部

※県内一部
共同化実施

36.3%が共同化

消防指令センターの共同運用例 (名古屋市消防局)

令和7年4月1日運用開始

名古屋市消防局を含めた9市で共同運用
消防指令センター面積 200㎡⇒300㎡
今後の拡充を踏まえ、
440㎡の消防指令センター面積を確保している。

県内消防本部の共同運用例

令和7年4月現在

熊谷市・行田市消防通信指令事務協議会
(熊谷市・行田市)

埼玉西部地域消防指令事務協議会

(所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市・坂戸市
鶴ヶ島市・東松山市・滑川町・嵐山町・小川町
川島町・吉見町・ときがわ町・東秩父村・毛呂山町
鳩山町・越生町)

令和8年4月から運用開始

東埼玉消防指令業務共同運用協議会

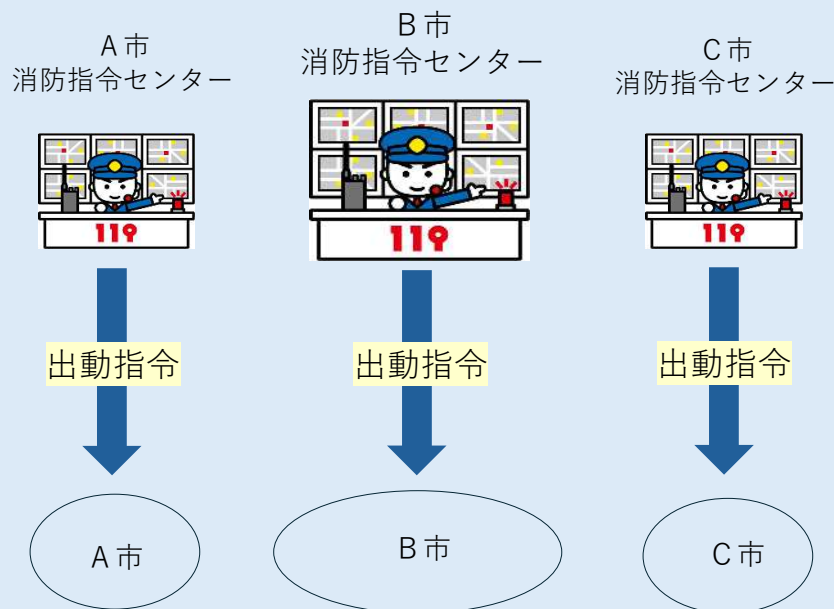
(越谷市・三郷市・吉川市・松伏市・春日部市・草加市
八潮市)

2 消防指令センターの共同運用の効果

消防指令センターの共同運用を行うことにより、①整備費の削減、②現場要員の充実等を図ることができることに加え、③災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援態勢が確立されるなどの効果が見込まれる。また、現場に最先着できる隊に自動で出動指令を行ういわゆる「直近指令」、出動可能な隊がなくなった場合に高機能消防指令センターを共同運用している他消防本部の隊に自動で出動指令を行ういわゆる「ゼロ隊運用」などの高度な運用により、区域内の消防力を大きく向上させることも可能

現在

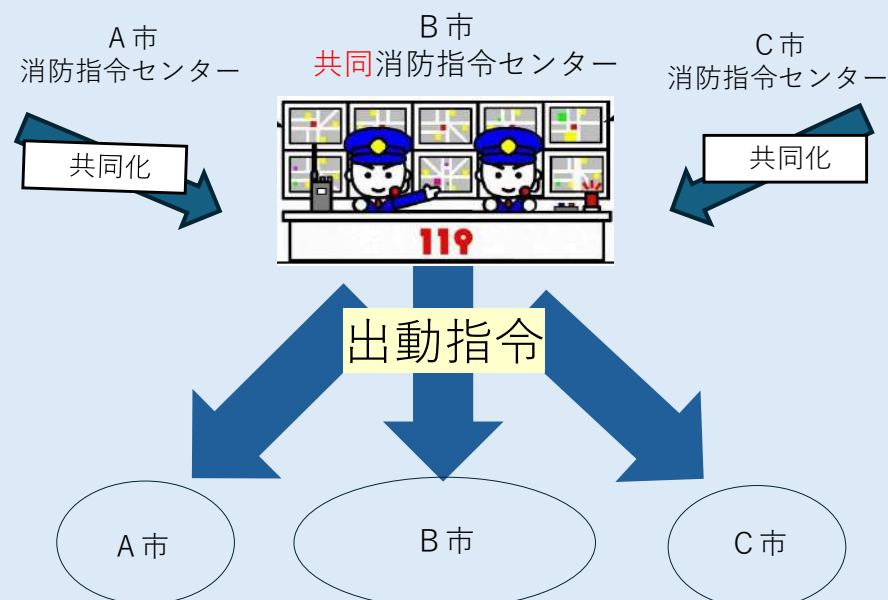
各消防本部ごとに消防指令センターを運用



各市内の災害通報にのみ対応している状況

将来

消防指令センターを共同で運用



共同化する市内すべての災害通報に対応

2 消防指令センターの共同運用の効果

消防指令センターの共同運用の効果

- 令和7年4月1日現在、共同運用の実績は**61地域（261本部）**である。
（例：ちば消防共同指令センター(千葉市など全20本部・管轄人口約300万人)、いばらき消防指令センター(水戸市など全20本部・管轄人口約200万人) おおいた消防指令センター(大分市など全14本部・管轄人口約110万人、**全国初となる全県一区での指令の共同運用**)
- 消防指令センターを共同化することにより、**整備費の削減**、**現場要員の充実**等を図ることができる

メリット

・整備費の削減

26地域（※）において、
単独整備の場合と比べて**▲7.1～▲73.7%**（平均**▲39.1%**）
の整備費削減 ※R5調査において、共同運用実施前後の整備費が比較可能な地域

・現場要員の充実

沖縄県消防指令センターでは、**指令人員体制**が従前の**約3分の1**
（98人→29人）となったことで、**現場要員の充実**が図れた。

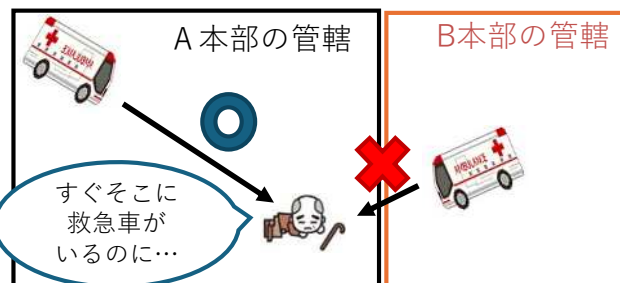
消防指令センターの高度な運用

- **直近指令**、**ゼロ隊運用**などの**高度な運用**（共同運用のメリットの**最大限の利活用**）

高度な運用をしていない場合

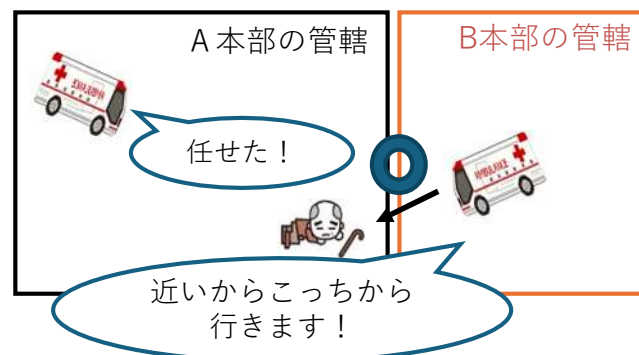
通報があった場合、**管轄消防本部の隊**に出動指令を行う。

➡ **他本部の隊**がすぐに駆けつけることができる状態であっても**出動せず**



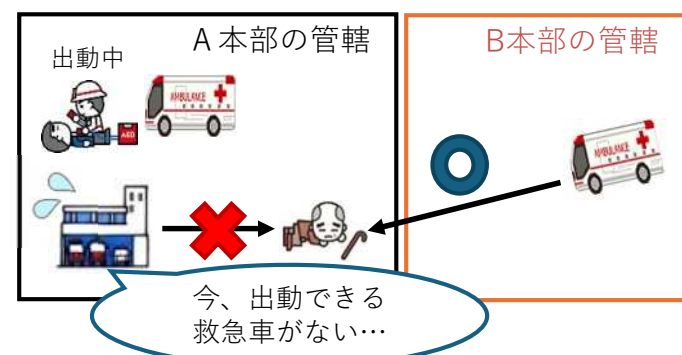
1. 直近指令

現場に最先着できる隊に自動的に出動指令を行う。



2. ゼロ隊運用

出動可能な隊がなくなった場合に、他消防本部の隊に自動的に出動指令を行う。



到着時間の短縮を図ることができる。

3 さいたま市共同消防指令センターについて

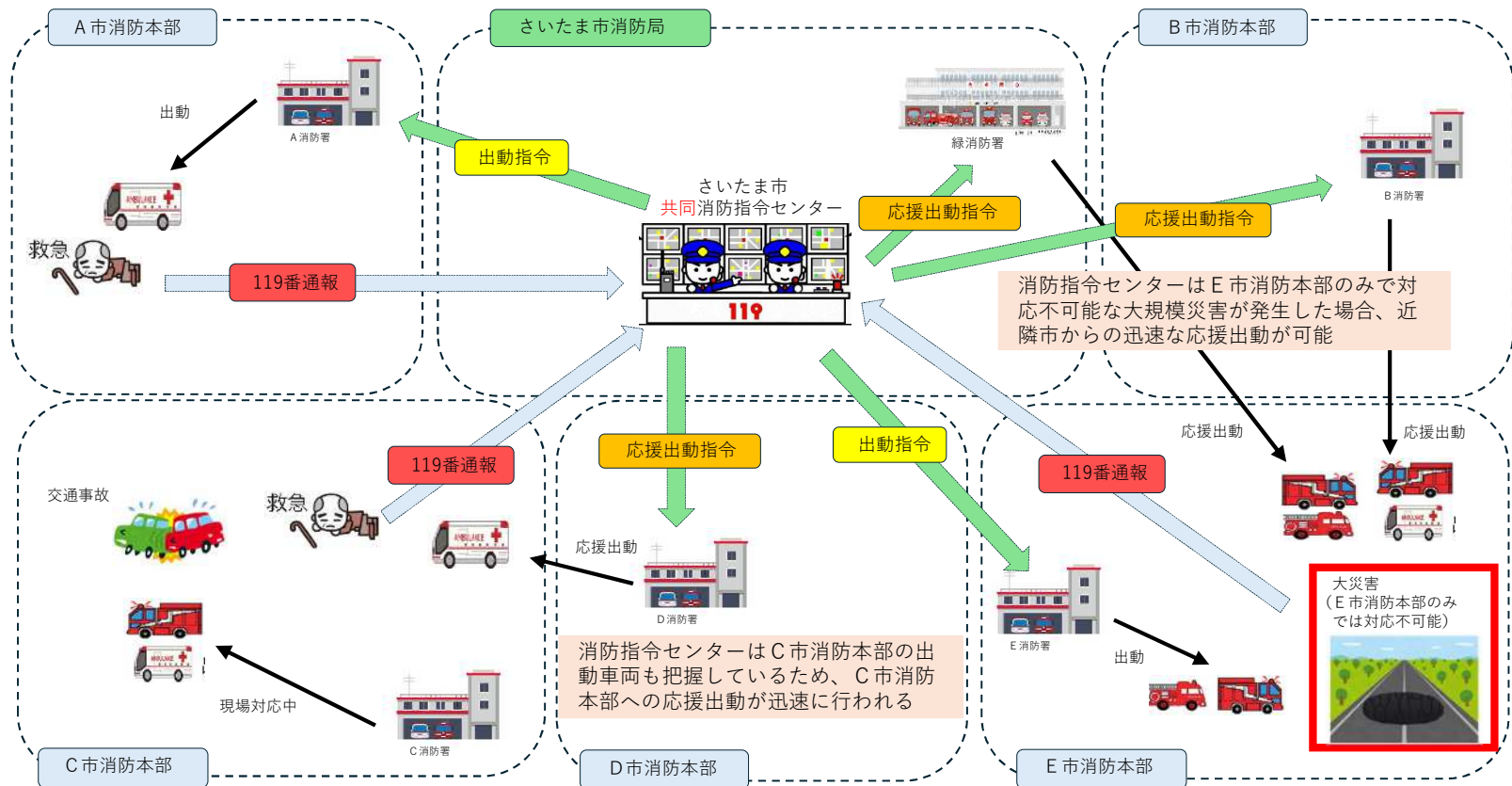
共同運用を目指す理由

現在、必要となる消防力を確保・充実させるため、国や県が消防指令センターの共同運用を推進。

今後、本市は埼玉県の代表消防本部として、現在単独で運用している、さいたま市消防指令センターをさいたま市共同消防指令センターとすることで、本市のみならず、共同化するすべての地域の、消防力の維持・強化のための消防体制の構築を図る。

さいたま市共同消防指令センターイメージ図

災害情報を一元化し、さいたま市が把握することで、単独消防本部の消防力では対応できない、大規模災害発生時等において迅速に対応し、共同運用する市町村の消防力の向上を目指す。



さいたま市としてのメリット

- さいたま市が情報を一元管理することにより、大規模災害発生時、**迅速な初動対応が可能**となる。
- 迅速な相互応援体制が可能**となる。
- 消防指令センターを共同で整備すると、**国の財政措置が拡充され**、単独で整備するよりも、市の実質負担額が減額となり、**財政負担が減少する**。

さいたま市としてのデメリット

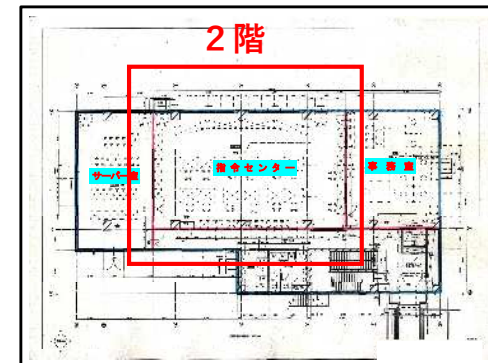
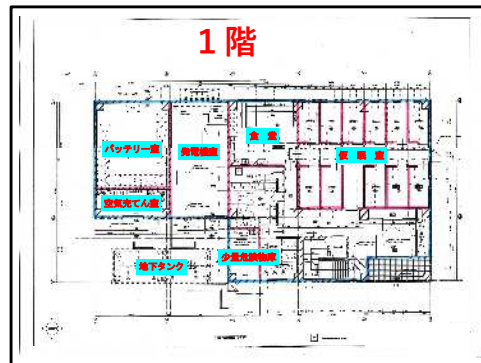
- さいたま市が所有する救急車や消防車等が近隣市へ応援出動した際、さいたま市が抱える消防資源が他市へ出てしまうことから、**一時的な消防力の低下が懸念される**。
⇒事前の取決め事項の中で、**応援範囲を調整すること**で対応が可能。なお、共同化することによる、**財政的な影響はない**。

4 本市の現状について

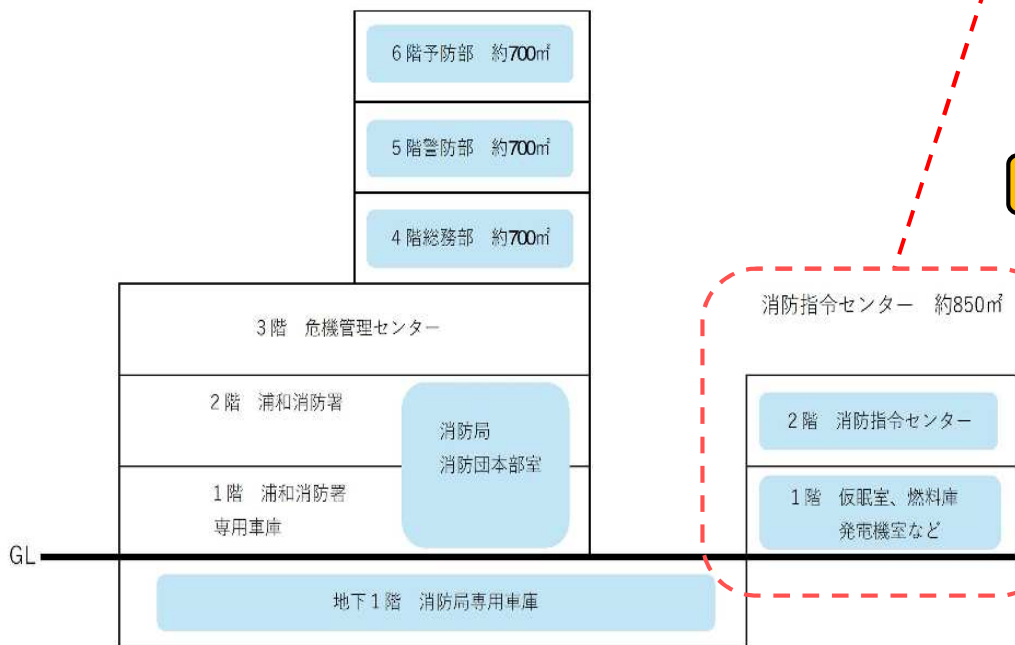
さいたま市消防指令センター



構造規模 鉄筋コンクリート造
階数 2階建て
延べ面積 852.27㎡ (消防指令センター面積175㎡)
1階 仮眠室、発電機室、バッテリー室、空気充てん室、少量危険物庫等
2階 消防指令センター、事務室、サーバー室
その他 渡り廊下、地下タンク貯蔵所



消防局庁舎



システム契約スケジュール (予定)

「さいたま市消防緊急情報システム (指令・情報)」
 ※リース契約期間 平成29年3月1日～令和5年2月28日

- ・ 6年間運用後リプレイス (部分更新)
- ・ 多様な装置で構成 (耐用5年～9年)
- ・ 耐用年数の短い装置類を更新

「改さいたま市消防緊急情報システム (指令・情報)」
 ※リース契約期間 令和5年3月1日～令和10年2月28日

- ・ 5年間運用後、全面更新 (合計11年運用)

令和10年3月から次期システムの運用開始

新庁舎 (予定)

- ・ 6年間運用後、全面更新

令和16年3月から新システムの運用開始

5 共同消防指令センターを実施する上での課題と対応策

課題

- (1) 県内消防本部の意向
- (2) 共同消防指令センターの機能・規模
- (3) 県内消防本部との調整

5 - 1 課題（1）への対応について

課題（1） 県内消防本部の意向

実現可能性を検討するため、消防指令センターの共同運用について他消防本部の意向を確認する必要がある。

意向調査

調査対象：県内25消防本部（さいたま市を除くすべての消防本部）
調査期間：令和7年8月26日～令和7年9月12日

調査内容①

「令和21年3月のさいたま市のシステム更新時期に合わせ、さいたま市消防局と消防指令センターの共同運用について検討の余地がある」



■ 検討の余地がある
■ 検討の余地がない
■ その他

結果

25消防本部中17消防本部が「検討の余地がある」と回答

調査内容②

「県一元化も含め検討を進めていく場合、消防指令センターの共同運用について検討の余地がある」



■ 検討の余地がある
■ 検討の余地がない
■ その他

結果

25消防本部中22消防本部が「検討の余地がある」と回答

情報交換会

開催日：令和7年12月16日

出席者：埼玉県、県内26消防本部（出席者 計60名）

開催場所：埼玉県危機管理防災センター

- 内容：
- ・ 消防指令センターの共同運用についての概要（消防の広域化と連携・協力の歴史）
 - ・ 調査結果（意向調査結果のフィードバック）
 - ・ 分析（PowerBIを活用した救急需要推計等について）
 - ・ 今後（運用方式や共同運用の検討時期について）

次回開催：令和8年3月18日

開催場所：埼玉県危機管理防災センター

対応策（1）

意向調査の結果を踏まえると、**埼玉県内の消防本部の多くは、当局との共同化や将来的な県一元化に対して前向きな姿勢**である。さらに第1回情報交換会では、県内すべての消防本部が出席し、共同運用に対する建設的な意見交換を行えたことから、今後さいたま市は、共同運用に向けた、情報交換会や勉強会を継続的に行い、共同化に向けた調整を図っていくとともに、県一元化を目指し、埼玉県と実現に向けた調整を行っていく。

5-2 課題（2）への対応について

課題（2） 共同消防指令センターの機能・規模

- 共同化の範囲や時期は今後の県内消防本部との協議により確定するため、現時点で必要な**規模・機能を詳細に見通すことが難しい。**
- 共同運用について検討の余地がある、と回答した17消防本部の意向を踏まえると、**共同消防指令センターの想定面積は500㎡以上が考えられる。**
- 消防指令センター更新時には代替面積の確保が必要となることから、1,000㎡以上**の面積の確保**及び付随するバッテリー室、サーバー室の確保も必要となる。（消防指令センター員増員による仮眠室等の拡大や執務スペースの確保も必須）

現消防庁舎の状況

面積

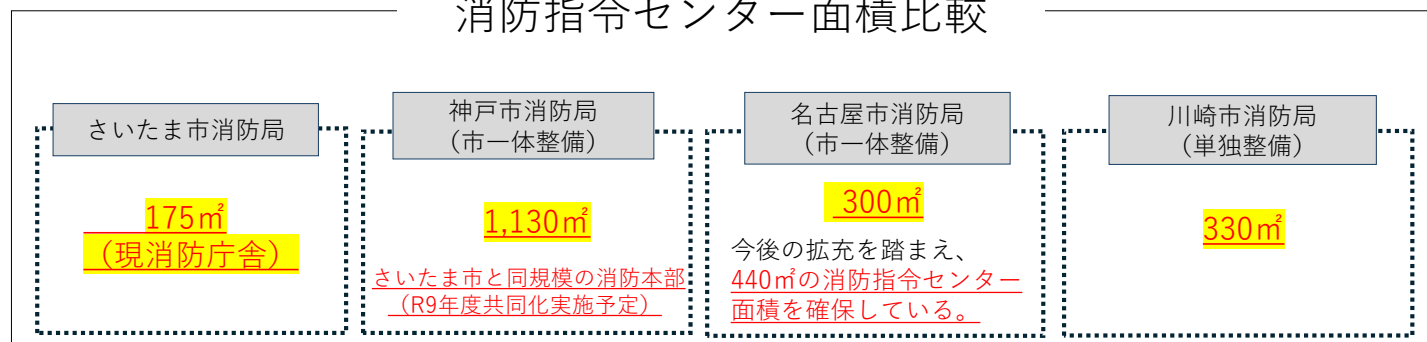
⇒消防局庁舎4階5階6階のフロア面積は約2,100㎡

使用年数

⇒35年（H2年度 竣工）

※さいたま市の市有建築物については、標準で60年使用し、躯体の健全性調査の結果が良好な場合には、80年以上使用することを目標としている。

消防指令センター面積比較



対応策（2）

現消防庁舎で活用できる面積は約2,100㎡あり、消防指令センターの機能・規模の概算想定に対応可能である。また、さいたま市公共施設マネジメント計画・第2次アクションプラン（4.資料編）によると、現消防庁舎の活用は、消防局として使用可能であると考えている。**したがって、現消防庁舎を活用し、共同化の見通しを確実にした上で、他消防本部と調整を図っていくことが望ましい。**

（一方、必要な機能・規模が未確定のため、新庁舎基本設計への共同化の反映は物理的に困難。）

5-2 課題（2）への対応について

現消防庁舎で消防指令センターを運用する場合の課題

大規模災害等発生時において、市内の災害状況や消防・救急の対応状況を、災害対策本部がリアルタイムで把握できず、迅速・効果的・効率的な対応に支障が生ずるなど、市全体での消防力の低下が懸念される。

課題への対応

新庁舎には、消防本部機能及び消防局保有車両とともに、大規模災害等非常事態への備えとして、（共同）消防指令センターの機能の一部を一体的に整備する。

新庁舎



- ・本部機能及び保有車両を移転整備
- ・消防指令センター機能の一部

現消防庁舎



消防指令センター

※消防力を維持するための面積及び消防局保有車両（20台）については調整済

新庁舎に消防指令センターの一部を配置する必要性

- ・消防本部機能と消防指令センターの一部を新庁舎へ一体整備することで、大規模災害等発生時における被害状況等の災害情報の管理や、リアルタイムでオペレーションルームへの情報共有が可能となる。
- ・消防指令センターを現消防庁舎に残すことで、将来的な共同消防指令センターに対しても対応が可能

5 - 3 課題（3）への対応について

課題（3） 県内消防本部との調整

- ・ 消防指令システムの契約メーカー及び消防本部ごとに異なる消防指令システムの更新時期の調整が必要
- ・ 地方自治法上の指令の共同運用を行う方式の選択について（事務委託方式）（共同設置方式）（協議会方式）
- ・ 勤務体制の検討（2交替制、3交替制）
- ・ 共同消防指令センターの整備費用の調整

対応策（3）

- ・ 上記課題については、消防指令センターの共同運用の調整事項を検討する、**勉強会、任意協議会（検討委員会）等において**、県内消防本部との検討を図り、調整を行っていく。
- ・ **スケジュールについて、本市のシステムの更新時期を考慮すると、共同化の開始は13年後**となる。システムの**更新時期を考慮しない場合であっても**、共同化に向けた与条件を協議会等で詳細に整理する必要がある、他市消防本部の先行事例等からも、**共同化までに最低でも7年※を要する見込みである。**
- ・ このため、本市としては、県内消防本部の動向や財政負担の軽減に十分配慮しつつ、これらの期間の中で**可能な限り早期の共同化実現**に向け、調整を図っていく。
※勉強会、任意協議会（検討委員会）等（システム整備期間は5年を予定）

6 共同運用までの今後のスケジュールについて

(予定年度)

R 7

8月26日(火)
県内調査の実施

- ・ 県内消防本部への消防指令業務の共同運用に関する意向調査を実施。

10月9日(木)
調査結果のフィードバック

- ・ 県内消防本部へ結果をフィードバック
(※さいたま市との共同化について約70%が検討の余地ありと回答)

12月16日(火)
第1回 埼玉県内情報交換会

- ・ 開催場所：埼玉県危機管理防災センター2階 本部会議室
- ・ オブザーバー：埼玉県危機管理防災部消防課
- ・ 出席者：埼玉県及び県内消防本部26消防本部担当者(合計60名)
- ・ 内容：「共同運用に向けた考え方及び方向性」「今後の調整事項」について

1月27日(火)
戦略会議

- ・ 消防局としての今後の方向性について戦略会議へ付議

2月定例会報告

- ・ 戦略会議の結果を2月定例会へ報告

R 8

令和8年3月18日(水)
第2回 埼玉県内情報交換会

- ・ 開催場所：埼玉県危機管理防災センター2階 本部会議室
- ・ オブザーバー：埼玉県危機管理防災部消防課
- ・ 出席者：県内消防本部26消防本部担当者
- ・ 内容(予定)：消防本部ごとの共同運用可能なスケジュールについて共有

【予定】

上半期 2回実施

- ・ 内容：昨年度(第1回、第2回)の振り返り
：運用方式等について関係消防本部と調整

下半期 1回実施

- ・ 内容：上半期の実施状況を踏まえた費用負担等について

- ・ 開催場所：埼玉県危機管理防災センター2階 本部会議室
- ・ オブザーバー：埼玉県危機管理防災部消防課
- ・ 出席：県内消防本部26消防本部担当者

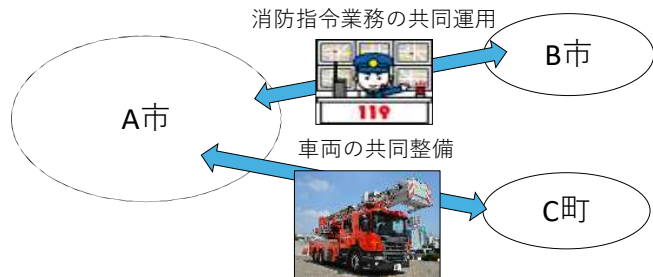
【参考資料】 検討の背景・目的（国の方向性）

総務省消防庁の考え方

人口減少、高齢化の進展に伴う救急需要の高まり、大規模災害の激甚化・頻発化、感染症の拡大等の社会環境の変化に的確に対応するため、消防本部の規模を引き上げること等により、行財政上の様々なスケールメリットを活かし、消防力の維持・強化のための消防体制の構築を図る。

連携・協力

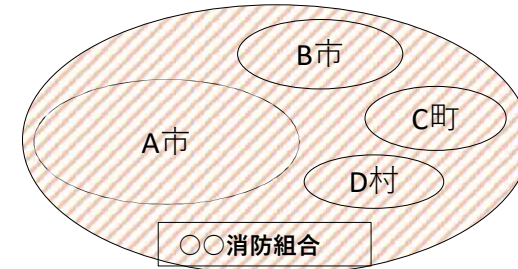
一部の消防事務を共同で行う
 (例：指令の共同運用、車両の共同整備)



主な方式：協議会、事務委託

消防の広域化

全ての消防事務を共同で行う



主な方式：一部事務組合、事務委託

必要となる消防力を確保・充実していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力を推進することが必要。

⇒消防庁長官通知に基づき推進

※消防の連携・協力を進めていくことで、消防の広域化を実現していくための下地が作られる

指令の共同運用実績（R7.4.1現在）

61地域 261本部

消防庁

基本指針の策定

都道府県

推進計画の策定

市町村

広域消防運営計画
 連携・協力実施計画の作成

二以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。)を共同して処理すること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること

⇒消防組織法に基づき推進

※消防の広域化は、消防体制の整備及び確立を図ることを旨として行わなければならない。

広域化実現地域（H18消防組織法改正～R7.4.1現在）

59地域 164本部

【参考資料】 検討の背景・目的（国の方向性）

国

背景

○平成6年9月
「消防広域化基本計画について（通知）」で広域化を推進

○平成18年6月
「消防組織法の一部を改正する法律」公布・施行
・「市町村の消防の広域化」を法律に初めて位置付け

○平成18年7月
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」告示
・推進期限：平成25年3月31日【第Ⅰ期】

○平成25年4月
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正
・推進期限：平成30年4月1日【第Ⅱ期】
・「消防広域化重点地域」の枠組みを創設（※）
※国、都道府県の支援を集中的に実施する地域。

○平成29年4月
「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」通知
・直ちに広域化を進めることが困難な地域において、
消防事務の一部について連携・協力の仕組みを創設

○平成30年4月【第Ⅲ期】
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正
「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」の一部改正
・推進期限：令和6（2024）年4月1日（6年延長）

○令和6年4月【第Ⅳ期】
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」及び
「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」の一部改正
・推進期限：令和11（2029）年4月1日（5年延長）
・地域の核として広域化の検討を主導する「中心消防本部」を新たに位置づけ
・連携・協力の類型を見直し、7つの類型を提示
・広域化及び連携・協力に関する地方財政措置を拡充

【背景】

●小規模な消防本部では、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制として必ずしも十分でない場合があるため、広域化を推進
平成7年：全931消防本部のうち623本部（66.9%）が管轄人口10万人未満

【背景】

●市町村合併等で常備消防の広域化が進んだが、十分に進んだとは言い難い状況
平成18年：全811消防本部のうち487本部（60.0%）が管轄人口10万人未満

【法制化の概要】

●広域化における国、都道府県、市町村の役割を明確化

【平成25年】

「消防広域化支援対策」として、消防保広域化に伴い必要となる経費等に対して、ソフト、ハードの両面から総合的に財政措置が強化

●消防指令センター（指令装置等）の整備
平成28年度までに完了する高機能消防指令センターで複数の消防本部が共同で整備するもの又は市町村の消防広域化に伴う整備するものの整備を支援
→緊急防災・減災事業債

【平成30年4月1日までの実績】

●平成18年以降、52地域で広域化が実現
●消防本部数が減少
平成30年：全728消防本部のうち433本部（59.5%）が管轄人口10万人未満

【令和6年4月1日までの実績】

●平成18年以降、59地域で広域化が実現
全720消防本部のうち432本部（60.0%）が管轄人口10万人未満
●連携・協力による消防指令センターの共同運用：55地域229消防本部で実現

【背景】

●大規模災害や新たな感染症等に備えた消防体制の確保の必要性が高まっている。
●全消防本部の約6割が管轄人口10万人未満であり、広域化の進捗が未だ十分とは言い難い状況。平成30年度からの広域化の進捗は、以前と比べ鈍化。
●指令の共同運用等の連携・協力も進んでおり、近年の広域化の事例では、多くの消防本部が広域化前に連携・協力を実施。

【参考資料】 共同運用の実施状況

※政令市は赤字

運用開始	都道府県	方式	消防本部	参画本部数 (途中参画本部 数を+表記)
H11.4.1	静岡県	協	・三島市消防本部 ・裾野市消防本部 ・長泉町消防本部 H27.10.5離脱し、H27.10.6から別途3本部による 共同運用を行い、H28.4.1消防の広域化 (富士山南東消防本部)	5
			・沼津市消防本部 ・清水町消防本部 上記3本部が離脱後、新たに伊東市消防本部、東伊 豆町消防本部、田方消防本部が加り、H28.2.1から 5本部による共同運用後、H28.4.1消防の広域化 (駿東伊豆消防本部)	+3
H20.2.27	石川県	協	・金沢市消防局 ・かほく市消防本部 ・津幡町消防本部 ・内灘町消防本部	4
H23.4.1	兵庫県	協	・宝塚市消防本部 ・川西市消防本部 ・猪名川町消防本部	3
H23.4.1	兵庫県	協	・尼崎市消防局 ・伊丹市消防局	2
H23.5.25	大阪府	相	・箕面市消防本部 ・豊能町消防本部 H28.4.1 広域化 (箕面市消防本部)	2
H23.10.1	埼玉県	協	・熊谷市消防本部 ・行田市消防本部	2
H24.3.1	福島県	協	・会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部 ・喜多方地方広域市町村圏組合消防本部	2
H24.3.1	愛知県	協	・豊橋市消防本部 ・豊川市消防本部 (H16.4.1~共同運用)	2
			・新城市消防本部 (H20.4.1加入)	+1
			・蒲郡市消防本部 (H22.4.1加入)	+1
			・田原市消防本部	+1
H24.4.1	静岡県	協	・掛川市消防本部 ・菊川市消防本部 ・御前崎市消防本部 ・磐田市消防本部 ・袋井市森町広域行政組合袋井消防本部	5
H24.4.1	愛知県	協	・知多市消防本部 ・常滑市消防本部 ・東海市消防本部 ・大府市消防本部 ・知多南部消防組合消防本部 ・知多中部広域事務組合消防本部	6
H24.4.1	岡山県	協	・津山圏域消防組合消防本部 ・真庭市消防本部 ・美作市消防本部	3
H25.4.1	埼玉県	協	・上尾市消防本部 ・伊奈町消防本部 R5.4.1 広域化 (上尾市消防本部)	2

運用開始	都道府県	方式	消防本部	参画本部数 (途中参画本部 数を+表記)
H25.4.1	千葉県	協	・千葉市消防局 ・銚子市消防本部 ・市原市消防局 ・印西地区消防組合消防本部 ・成田市消防本部 ・四街道市消防本部 ・富里市消防本部 ・木更津市消防本部 ・栄町消防本部 ・君津市消防本部 ・袖ヶ浦市消防本部 ・旭市消防本部 ・富津市消防本部 ・山武郡市広域行政組合消防本部 ・佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部 ・長生郡市広域市町村圏組合消防本部 ・夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部 ・匝瑳市横芝光町消防組合消防本部 ・安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部 ・香取広域市町村圏事務組合消防本部	20
H25.4.1	愛知県	協	・尾三消防本部 ・豊明市消防本部 ・長久手市消防本部 H30.4.1 広域化 (尾三消防本部)	3
			H25.10.10	山口県
H26.1.1	富山県	協	・高岡市消防本部 ・氷見市消防本部 R3.4.1 広域化 (高岡市消防本部) ・砺波地域消防組合消防本部	3
H26.4.1	広島県	協	・尾道市消防局 ・三原市消防本部	2
H26.4.1	香川県	協	・丸亀市消防本部 ・善通寺市消防本部 ・多度津町消防本部	3
H27.4.1	神奈川県	協	・横須賀市消防局 ・三浦市消防本部 (H25.4.1~共同運用) H29.4.1 広域化 (横須賀市消防局)	2
			・葉山町消防本部	+1
H27.4.1	神奈川県	協	・座間市消防本部 ・海老名市消防本部 ・綾瀬市消防本部	3
H27.4.1	山梨県	協	・都留市消防本部 ・大月市消防本部 ・上野原市消防本部	3
H27.4.1	徳島県	協	・美馬市消防本部 ・美馬西部消防組合消防本部	2

【参考資料】 共同運用の実施状況

運用開始	都道府県	方式	消防本部	参画本部数 (途中参画本部 数を+表記)
H27.7.6	大阪府	事	・枚方寝屋川消防組合消防本部 ・交野市消防本部	2
H27.9.10	静岡県	協	・富士市消防本部・富士宮市消防本部	2
H27.10.1	栃木県	協	・那須地区消防本部 ・南那須地区広域行政事務組合消防本部 ・塩谷広域行政組合消防本部	3
H28.2.15	神奈川県	事	・茅ヶ崎市消防本部 ・寒川町消防本部 R4.4.1 広域化 (茅ヶ崎市消防本部)	2
H28.4.1	青森県	協	・十和田地域広域事務組合消防本部 ・北部上北広域事務組合消防本部 ・三沢市消防本部 ・中部上北広域事業組合消防本部	4
H28.4.1	群馬県	協	・高崎市等広域消防局 ・利根沼田広域消防本部 ・渋川広域消防本部 ・多野藤岡広域消防本部 ・富岡甘楽広域消防本部 ・吾妻広域消防本部	6
H28.4.1	愛知県	協	・犬山市消防本部 ・小牧市消防本部 ・江南市消防本部 ・岩倉市消防本部 ・丹羽広域事務組合消防本部 ・西春日井広域事務組合消防本部	6
H28.4.1	愛知県	協	・一宮市消防本部 ・稲沢市消防本部	2
H28.4.1	三重県	協	・桑名市消防本部 ・四日市市消防本部 (H19.4.1~共同運用) ・菰野町消防本部	2 +1
H28.4.1	奈良県	協	・奈良市消防局 ・生駒市消防本部	2
H28.4.1	和歌山県	協	・橋本市消防本部 ・伊都消防組合消防本部 ・高野町消防本部	3
H28.4.1	和歌山県	協	・田辺市消防本部 ・白浜町消防本部	2
H28.4.1	福岡県	協	・久留米広域消防本部 ・大川市消防本部 H31.4.1 広域化 (久留米広域消防本部) ・八女消防本部 ・柳川市消防本部 ・大牟田市消防本部 ・筑後市消防本部 ・甘木・朝倉消防本部 ・みやま市消防本部	8

運用開始	都道府県	方式	消防本部	参画本部数 (途中参画本部 数を+表記)
H28.4.1	鹿児島県	協	・南さつま市消防本部 ・指宿南九州消防組合	2
H28.4.1	沖縄県	協	・豊見城市消防本部 ・うるま市消防本部 ・宮古島市消防本部 ・宜野湾市消防本部 ・石垣市消防本部 ・久米島町消防本部 ・東部消防組合消防本部 ・中城北中城消防本部 ・名護市消防本部 ・糸満市消防本部 ・比謝川行政事務組合ニライ消防本部 ・金武地区消防衛生組合消防本部 ・島尻消防、清掃組合消防本部 ・国頭地区行政事務組合消防本部 ・伊江村 (非常備) ・渡嘉敷村 (非常備) ・座間味村 (非常備) ・粟国村 (非常備) ・渡名喜村 (非常備) ・南大東村 (非常備) ・北大東村 (非常備) ・伊平屋村 (非常備) ・伊是名村 (非常備) ・多良間村 (非常備) ・竹富町 (非常備) ・与那国町 (非常備)	14
H28.6.1	岩手県	協	・北上地区消防組合消防本部 ・盛岡地区広域消防組合消防本部 ・奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部	3
H28.6.1	茨城県	協	・常陸太田市消防本部 ・大洗町消防本部 ・北茨城市消防本部 ・鹿島地方事務組合消防本部 ・常陸大宮市消防本部 ・鹿行広域事務組合消防本部 ・高萩市消防本部 ・大子町消防本部 ・土浦市消防本部 ・水戸市消防本部 ・取手市消防本部 ・笠間市消防本部 ・石岡市消防本部 ・那珂市消防本部 ・かすみがうら市消防本部 ・小美玉市消防本部 ・茨城町消防本部 ・筑西広域市町村圏事務組合消防本部 ・常総地方広域市町村圏事務組合消防本部 ・茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部	20
H29.4.1	神奈川県	協	・平塚市消防本部 ・大磯町消防本部 ・二宮町消防本部	3
H30.4.1	愛知県	内	・岡崎市消防本部 ・幸田町消防本部	2

【参考資料】 共同運用の実施状況

※政令市は赤字

運用開始	都道府県	方式	消防本部	参画本部数 (途中参画本部 数を+表記)
R3.2.1	千葉県	協	・市川市消防局 ・松戸市消防局 ・浦安市消防本部 ・流山市消防本部 ・鎌ヶ谷市消防本部 ・野田市消防本部 (H25.4.18～共同運用)	6
			・柏市消防本部 ・我孫子市消防本部 ・習志野市消防本部 ・八千代市消防本部	+4
R3.2.26	大阪府	協	・岸和田市消防本部 ・忠岡町消防本部	2
R5.4.1	富山県	事	・富山市消防局 ・立山町消防本部	2
R5.11.1	福岡県	事	・ 福岡市消防局 ・春日・大野城・那珂川消防組合消防本部 ・粕屋南部消防組合消防本部 ・宗像地区消防本部 ・粕屋北部消防本部 (H29.11.30～共同運用)	5
			・筑紫野太宰府消防組合消防本部	+1
R5.11.9	高知県	協	・高知市消防局 ・土佐市消防本部	2
R6.4.1	山形県	協	・置賜広域行政事務組合消防本部 ・西置賜行政組合消防本部	2
R6.4.1	埼玉県	協	・坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部 ・西入間広域消防本部 (H27.4.1～共同運用)	2
			・埼玉西部消防局 ・比企広域消防本部	+2
R6.4.1	三重県	協	・伊賀市消防本部 ・名張市消防本部	2
R6.4.1	京都府	協	・舞鶴市消防本部 ・福知山市消防本部 ・綾部市消防本部 ・京都中部広域消防組合消防本部 ・宮津与謝消防組合消防本部 ・京丹後市消防本部	6
R6.4.1	大阪府	協	・豊中市消防本部 ・池田市消防本部 (H27.4.1～共同運用)	2
			・吹田市消防本部 ・摂津市消防本部 (H28.4.1～共同運用)	2
			・箕面市消防本部	+1
R6.4.1	愛媛県	協	・松山市消防局 ・伊予消防等事務組合消防本部 ・東温市消防本部	3

運用開始	都道府県	方式	消防本部	参画本部数 (途中参画本部 数を+表記)
R6.10.1	大分県	事	・大分市消防局 ・別府市消防本部 ・中津市消防本部 ・佐伯市消防本部 ・臼杵市消防本部 ・津久見市消防本部 ・竹田市消防本部 ・豊後高田市消防本部 ・宇佐市消防本部 ・豊後大野市消防本部 ・由布市消防本部 ・国東市消防本部 ・日田玖珠広域消防組合消防本部 ・杵築速見消防組合消防本部	14
R6.12.1	大阪府	事	・ 堺市消防局 ・和泉市消防本部	2
R7.4.1	神奈川県	協	・秦野市消防本部 ・伊勢原市消防本部	2
R7.4.1	石川県	協	・七尾鹿島消防本部 ・羽咋郡市広域事務組合消防本部	2
R7.4.1	愛知県	事	・ 名古屋市消防局 ・瀬戸市消防本部 ・尾張旭市消防本部 (H24.12.1～共同運用)	+1
			・津島市消防本部 ・海部東部消防組合消防本部 ・愛西市消防本部 ・海部南部消防組合消防本部 ・蟹江町消防本部 (H25.4.1～共同運用)	2
			・ 大阪市消防局 ・松原市消防本部	5
R7.4.1	大阪府	事	・ 大阪市消防局 ・松原市消防本部	2
R7.4.1	和歌山県	協	・和歌山市消防局 ・海南市消防本部 ・紀美野町消防本部 ・那賀消防組合消防本部 (H27.4.1～共同運用)	4
			・有田市消防本部	+1
R7.4.1	熊本県	協	・人吉下球磨消防組合消防本部 ・上球磨消防組合消防本部	2
R7.4.1	鹿児島県	協	・薩摩川内市消防局 ・さつま町消防本部 ・阿久根地区消防組合消防本部	3

凡例
協 協議会方式
事 事務委託
相 相互応援協定
内 内部組織の共同設置

これまでの指令の共同運用実績 6 1 地域 2 6 1 本部

指令の共同運用から広域化に至った実績 9 地域 2 3 本部

現在共同運用を行っている地域 5 6 地域 2 4 1 本部

【参考資料】共同運用の実施状況（県）

県

連携・協力（消防指令の共同運用）を行っている消防本部

協議会が設置されている消防本部

令和7年4月現在、2つの地域で消防指令の共同運用を実施

県南東部地域を管轄する以下の地域で、消防指令業務の共同運用に向けた協議会が設置

熊谷市・行田市消防通信指令事務協議会（平成23年10月）

熊谷市消防本部
行田市消防本部

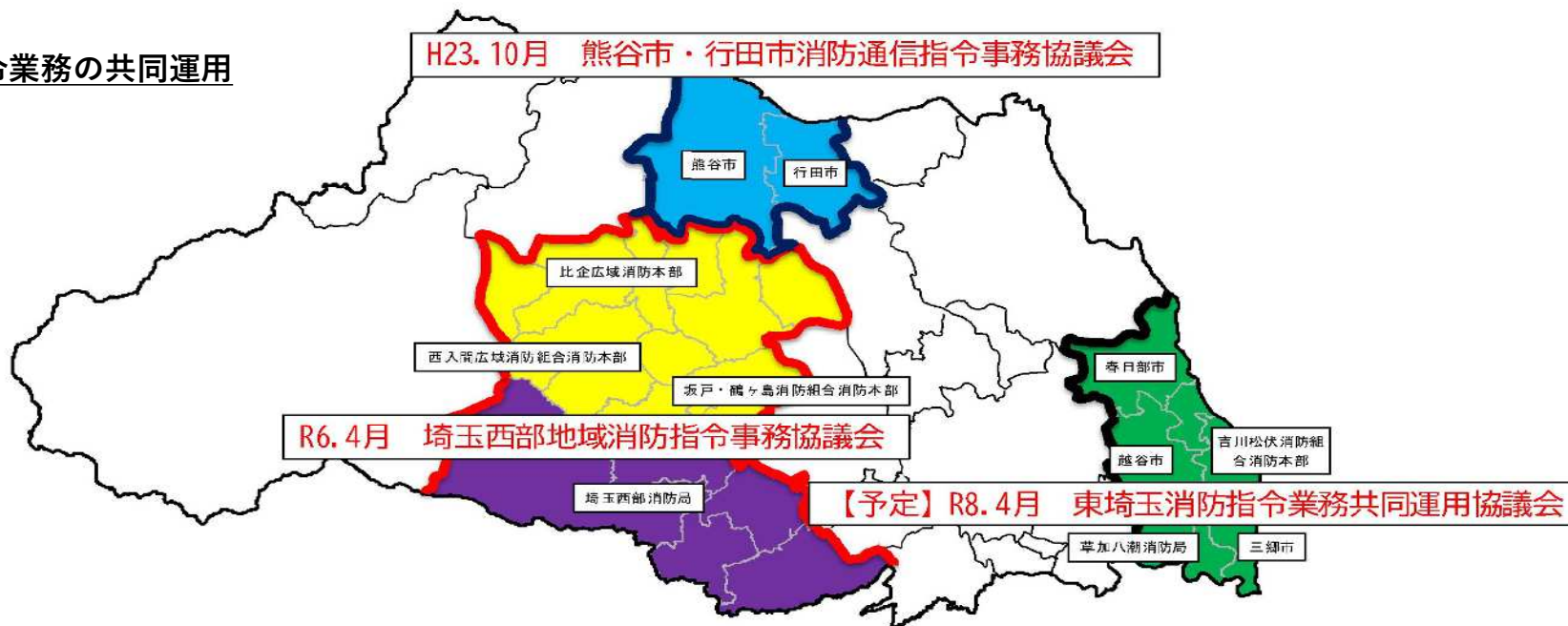
埼玉西部地域消防指令事務協議会（令和6年4月）

埼玉西部消防局
坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部
比企広域消防本部
西入間広域消防組合消防本部

東埼玉消防指令業務共同運用協議会（令和8年4月）

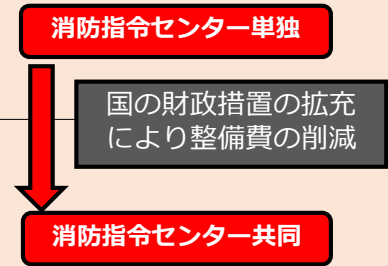
越谷市消防局
三郷市消防本部
吉川松伏消防組合消防本部
春日部市消防本部
草加八潮消防局

指令業務の共同運用



【参考資料】 消防の広域化及び連携・協力の推進に係る財政措置

消防の広域化	都道府県	普通交付税	消防広域化推進経費 ・広域化消防運営計画の作成等に関する情報提供、助言等及び消防広域化重点地域の指定、協議会への参加等に必要経費
		特別交付税 [※1]	広域化対象市町村に対する支援に要する経費 ・広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の交付に要する経費
	市町村	特別交付税 [※1]	消防広域化準備経費（中心消防本部 措置率 0.7） ・広域消防運営計画策定経費 ・広域化協議会負担金 ・協議会委員報酬 ・広報誌作成費 等
			消防広域化臨時経費 ・消防本部の統合、署所の再配置に伴う通信施設、設備等の整備に要する経費 ・消防本部の名称、場所の変更等に伴い必要となる経費 ・業務の統一に必要となるシステム変更、規程の整備等に要する経費 等
		地方債	防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債 [※2、※3] ・消防署所等（消防署、出張所及び高機能消防指令センター [※4] [※5] をいう。）の増改築（広域化後10年度以内に完了するもの。） ・統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる増改築（広域化後10年度以内に完了するもの。） ・消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備 [※5]（広域化後5年度以内に完了するもの。） 一般事業債・一般補助施設整備等事業債 ・消防本部庁舎の整備（充当率引上げ：75%→90%）
補助金優先配分	消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって特別の配慮		
連携・協力	府県	特別交付税 [※1]	連携・協力対象市町村に対する支援に要する経費 ・消防の連携・協力に取り組む市町村に対する補助金、交付金等の交付に要する経費
		市町村	消防連携・協力準備経費 ・消防指令センターの共同運用に参画するために、当該消防本部の現行システムの更新時期を延長して運用する場合に生じた、通常の保守経費を上回る割増経費（やむを得ない場合の機器更新費用を含む。） ・連携・協力実施計画策定経費、協議会負担金 等
	消防連携・協力臨時経費 ・共同部隊の設置に必要な装備費、現場活動要領の統一に要する経費		
	市町村	地方債 [※3]	防災対策事業債 ・高機能消防指令センターの整備 [※4] [※5]（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。） ・消防用車両等の整備 [※5]（連携・協力実施計画に位置付けてから5年度以内に完了するもの。） ・訓練施設の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。）
			緊急防災・減災事業債 ・高機能消防指令センターの整備 [※4]（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。） ・消防用車両等の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから5年度以内に完了するもの。） ※具体的には、はしご自動車、化学消防車、大型化学消防車等、消防艇、特殊車等 ・訓練施設の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。）
補助金優先配分	消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって特別の配慮		



※1 都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであって、令和11年4月1日までに実行されたものに限る。措置率は、特記箇所を除き0.5

※2 消防広域化重点地域に指定された市町村に限る。

※3 広域化後又は連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了する事業（一部5年度以内）が対象であるが、緊急防災・減災事業債の事業年度は令和7年度までである。

※4 消防指令システム及び機器、消防指令センター建物及び用地（本部庁舎、消防署所等と同じ建物である場合、消防指令センター部分を按分）、消防救急デジタル無線の整備を含む。消防庁の標準仕様書に基づくものに限る。既に広域化又は連携・協力をしている消防本部も対象。また、これから広域化又は連携・協力に取り組む消防本部も対象（消防庁へ計画提出が必要）

※5 防災対策事業債は措置の引上げ（充当率75%→90%、交付税算入率30%→50%）

【参考資料】 国・県による支援体制

1 国による消防広域化推進アドバイザー制度

消防の広域化及び連携・協力を積極的に支援するため、主に都道府県・消防本部からの依頼に基づき、消防広域化推進アドバイザーの派遣を行う制度である。

2 アドバイザーの選定及び委嘱について

消防の広域化、若しくは連携・協力（指令業務）を実現した実績がある消防本部の中から、消防の広域化や連携・協力を推進するための助言や方策について情報提供できる方を選定し、消防庁 消防・救急課長が委嘱する。

なお、アドバイザーの任期は2年であり、再任を妨げないこととしている。

3 アドバイザーの具体的な任務

派遣対象団体の依頼に基づき、地方公共団体における消防の広域化を推進するための具体的な方策に関する助言、情報の提供等を行う。助言、情報の提供方法等の内容は、概ね次のとおり。

- (1) 消防広域化に関する検討会等における講演、情報提供等
- (2) その他、消防庁消防・救急課長が適当と認めるもの

4 アドバイザー派遣依頼～派遣要請まで



アドバイザーから派遣要請の了承が得られた後、消防庁より正式な派遣依頼書を発出し、依頼元（都道府県等）とアドバイザーにて、派遣当日の具体的な内容について検討・協議を行う。

1 県による支援制度

①市町村説明会の開催について

各消防本部消防長との意見交換会、市町村事務担当者への説明会を実施した後、ブロックごとに連絡会議等を開催

②小規模消防本部と近接する消防本部に働きかけて勉強会を開催し、メリットや、実施する上での課題の検討等を実施

③地域の実情を考慮し、市町村の自主的かつ多様な消防の連携・協力指令業務の共同運用などの消防の連携協力について取り組もうとする市町村に対し、検討段階での支援や、国や県の財政支援制度等の情報提供、指令システム基礎情報の収集・情報提供、協議会等への参画による人的支援の実施

2 県職員の具体的な任務

法定又は任意協議会等を開催する際、県職員が委員として参加して課題について共に検討し、他県の情報や国の動向等に関する情報提供、助言などを実施。

3 県職員派遣依頼～派遣要請まで



自主的な取組の支援、また国や県の財政支援制度等について情報提供を行う。